

平成25年第1回横手市議会3月定例会会議録

---

議事日程（第3号）

平成25年3月5日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の追加の指名について  
第 2 会派代表質問
- 

本日の会議に付した案件

議事日程第3号に同じ

---

出席議員（28名）

1 番	木 村 清 貴	2 番	佐 藤 誠 洋
3 番	高 橋 聖 悟	4 番	土 田 百合子
5 番	青 山 豊	6 番	齊 藤 勇
7 番	立 身 万千子	8 番	鈴 木 勝 雄
9 番	小 野 正 伸	10番	遠 藤 忠 裕
11番	土 田 祐 輝	12番	高 橋 大
13番	小 沢 秀 宏	14番	堀 田 賢 逸
15番	佐 藤 德 雄	16番	佐々木 誠
17番	菅 原 惠 悦	18番	齋 藤 光 司
20番	佐 藤 清 春	21番	佐 藤 忠 久
22番	寿松木 孝	23番	播 磨 博 一
24番	佐々木 喜 一	25番	佐 藤 功
27番	奥 山 豊	28番	阿 部 正 夫
29番	高 橋 勝 義	30番	田 中 敏 雄

---

欠席議員（1名）

26番 塩 田 勉

---

説明のため出席した者（29名）

市 長 五十嵐 忠 悦 副 市 長 鈴 木 信 好

副市長	佐藤良吉	教育長	高橋準一
総務企画部長	浮嶋伸	財務部長	石山清和
市民生活部長	小丹茂樹	健康福祉部長	柴田恒宏
産業経済部長	遠藤久志	建設部長	照井康晴
上下水道部長	鈴木弘志	教育総務部長	小川良平
教育指導部長	佐々木孝雄	消防長	泉田榮次
市立横手病院 事務局長	佐藤正弘	市立大森病院 事務局長	金澤和彦
総務企画部次長 兼人事課長	皆川規和	総務企画部次長 兼市長公室長	小田嶋利宏
総務企画部長 総務課長	佐藤亮	総務企画部長 経営企画課長	高橋嘉
財務部財政課長	三浦淳	横手地域局長	石山昭一
増田地域局長	遠藤晴美	平鹿地域局長	眞田正照
雄物川地域局長	福岡新作	大森地域局長	高山勇光
十文字地域局長	鈴木淳悦	山内地域局長	照井礼司
大雄地域局長	鈴木康和		

---

**事務局職員出席者**

事務局長	高橋実	主幹	佐藤しげ子
総務担当主査	佐藤和志	議事調査担当主査	長瀬肇
議事調査担当主査	松井尊臣		

◎開議の宣告

○佐藤清春 議長 おはようございます。

13番小沢秀宏議員から遅刻する旨の、26番塩田勉議員から欠席する旨の届け出があります。  
ただいまから本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の追加の指名について

○佐藤清春 議長 日程第1、会議録署名議員の追加の指名について。

会議録署名議員の追加の指名を行います。

本日、26番塩田勉議員が欠席されましたので、会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、28番阿部正夫議員を追加指名いたします。

---

◎会派代表質問

○佐藤清春 議長 日程第2、会派代表質問を行います。

通告により、質問は順番をもって許可いたします。

---

◇ 市民の会（田 中 敏 雄 議員）

○佐藤清春 議長 会派市民の会、30番田中敏雄議員に発言を許可いたします。

田中敏雄議員。

【30番（田中敏雄議員）登壇】

○30番（田中敏雄議員） おはようございます。

市民の会を代表いたしましてご質問を申し上げたいと思います。田中敏雄であります。大変ご迷惑をおかけいたしましたけれども、要旨の補足資料によって質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、ごあいさつを申し上げなきゃいけないのかなと思いますが、このところの寒の戻りとどか雪に、市民の雪よせ大作戦が展開されたところでありましたが、やっぱり春を迎えるという喜びは、年かさゆえに感慨深いものがあるなというふうな思いをいたしているところでもあります。

そういう喜びの中にも、一方ではやっぱり行ってしまうのかといった進学や就職とうちを離れて行く巣立ちという寂しさも迫ってきている3月でもないのかなというふうに思っているところでもあります。このことは、この春も若い人たちが秋田、横手を離れていくという現実の中で必ず出てくる人口減少、少子高齢化であります。特に高齢化という言葉が私にとっては無性に気になる3月でもあります。幸い、健康からもらえる元氣と勇気を元手に、シニアパワーではありませんけれども、今の年長というタイトルの防衛と、記録更新へ向かう弥生3月なのかなというふうな思いを強くいたしたところでもあります。

少し話題を変えてお話を申し上げたいと思いますが、それは議会改革の一つになればと思ひまして、

この8年間思い続けながらその機会を持てずにいたことがあります。自分ではユニークな考えかなというふうに思っていたところでありますので、門前の小僧習わぬ経を読む、そんな調子で俳句とか川柳を一句披露してから質問に入っていくと。つまり、かたぶつの議会運営の中にも雰囲気や和らげ、より明るく活性化させる硬軟両様の構えを議会改革にそっと便乗して、どこか片隅に置かせていただけたならば、なお楽しい議会ができるというふうに思いますし、また、横手市議会の文化化にしてはどうだろうかという発案であります。

もちろん、全国に例のないところに目をつけていたところでありますので、はんかくさいとかばからしい、話にならないというふうなことはないように、ひとつ皆さん方でご検討も加えていただければなおよろしいのかなというふうに思ったところであります。もし実現できなくても、自分では長い間の思いをこの場所で語らせていただけたというありがたさと、感謝の気持ちでいっぱいになるわけでありませぬ。

ちなみに、川柳まがいに私の元朝の駄じゃれは、前の総理の「近いうち」を主題に、「初詣近いうち迫り来る日の戦いへ覚悟の元日」というふうにいたしました。きのう、代表質問の打ち合わせかなと思って来たときにこんな話をしまして、今何と思うと、こう言われたときにどう答えようかなと思って、きのう考えてみました。この今の思いは、「やるならば首長と思いきも我に器量なし」、そんなつまらないことも考えたりいたしましたので、どうかこのような形で持っていけるような議会であればなお楽しいのかなというふうに思ったところでありませぬ。

へんてこな前置きになりましたが、質問の中身は、議論し尽くされてきている二番煎じのようなものでありますが、少しばかり勉強へ質問をさせていただきたいと、このように思ったところでありませぬ。

1番の経済・雇用施策の推進について。

まず(1)番は、まちづくりへの市長の決意をお尋ねしたいと思ひます。

一寸先は闇ということわざは、政界の共通語であります。不運にも前政権の日本再生戦略なるメニューは全く絵に描いた餅で終わりました。安倍首相は、元気な日本を取り戻す、世界一を目指してという施政方針でありまして、日本経済再生への決意を改めて強調されておりました。今、アベノミクスへの期待感が経済界サイドで先行しているようでありませぬけれども、地方経済の再生と活性では実体経済が全く見えませぬので、依然厳しい状況に変わりはないと思ひておひます。

佐竹知事は、本件の活力を取り戻すと、中小企業支援や地場産業振興へ農商工連携での雇用の拡大を図ると公約いたしておひます。

9月の代表質問で市長の来期への抱負と決意をお尋ねしましたところ、マニフェストの検証もまだでありますので、今のところ白紙ですと、何か力が入らない、そっけのない返事でしたから、あら、少し早かったべかなという思ひで、下手な二の句を申し上げませぬでした。9月の時点で市長が気にしておひましたマニフェストの検証でしたら、むしろ市民のほうがちゃんと検証してくれておひますと思ひます。市長みずからの検証が地域経済の活性と雇用の創出をまちづくりの柱とする新年度予算だと思ひておひま

す。

今日、市民の会を代表する質問ですが、議会の主要な事案と捉えまして、議員諸氏には、僭越でありますけれども、改めて市長の来期への決意なるものをお尋ねする次第であります。

(2) 番の農産物の産地化とブランド化と、株式会社日本一の進出での養鶏業の行く末など、6次産業を目指す施策についての質問となります。

つい最近でしたが、山内の橋本一志さんが、横手黒毛和牛のブランド化を目指してという魁新報のインタビューで抱負を語られておりました。市議会も一昨年から安全・安心への販売促進を後押しする活動を続けてきています。畜産予算を見る限り、産地化、ブランド化を視野にした予算とは思えない気がいたします。例えば子牛生産補助金28万8,000円は、言ってみれば義平福の孫になるのか親戚になる補助なのかわかりません。残りの400万で当市の畜産振興での産地化、ブランド化を目指す施策なのかについて少しお話をしていただきたいと、このように思います。

次に、このたび誘致されました株式会社日本一は、何とも勇ましく勢いを感じる社名であります。それがまた待望久しい進出の効果として、創出が作り出されるということは喜ばしいことだとは思いますが、業務内容では、毎日2,000羽からなるブロイラーを資材とすると聞いています。そんな企業の立地ですから、農産物も含めて地元供給なる地場産品の利活用ということ、素人でも考えられると思えます。

昔は、当地方は恵まれた自然環境から地鶏などの養鶏業が盛んでありました。その昔へ再挑戦を奨励することで雇用をつくり出すという面では一石二鳥、一挙両得の経済発展効果が見込まれるのではないのかというそろばんはじきで、6次産業化への視点も見えてくる。資材とする数量にも安定供給を目指すという地元供給体制への形成で、成長産業の育成という方向に進むようにも考えているところであります。ただ、鳥何とかという、かつての不安要素もないわけではありません。

誘致に当たって、日本一と資材の地元供給でという契約があったのかどうか。あるいは、それとは別途に当市として養鶏産業を奨励し、育成のお考えありや否やについての方針をお示しいただきたい、このように思います。

(3) 番のトヨタ自動車などの企業誘致と起業家の誘致であります。そして、大都市圏には横手市の応援団を結成してもらいたい、こういう質問であります。

まず初めに、トヨタへの参入による企業誘致についての対策と、その取り組みについてのお話をお聞きしたいと思います。

地域経済の維持と雇用の拡大では、手っ取り早くは企業誘致が一番であります。昔は犬も歩けば棒に何かの中で、幸運に恵まれての誘致もありましたが、今は苦労ばかりが残るご時世かと思っております。それでも市長の新年早々からの東京、大阪と、東奔西走の企業訪問をし、懸命な努力に敬意を表しています。代表質問のときの答弁でも、足しげく通うと答えられましたので、それも大事な誘致活動かと思っております。

そこで、当市のトヨタ自動車への参入について、市独自の活動について伺うことにいたします。トヨタの佐々木副社長が秋田から新技術の提案と部品製造への参入を呼びかけたニュースから、もう8カ月がたちました。市長は、自動車関連企業11社を訪問していると答えられていましたから、その中にトヨタ系企業への訪問がなかったのかどうかも聞いてみたいところでもあります。

それから、常任委員会ごとの経済雇用対策意見交換会でありましたけれども、時間制約もあり、意見に対する当局側の考えや取り組みなど、具体的な意見交換の場になりませんでした。各委員会に出た意見など、担当部に指示されているものでしょうか。指示なしであれば、ただ言いっ放しの、議会の存在なしというのが我が市民の会の意見でもあります。

ついでですから、そのときの私の意見をもう一度申し上げたいと思いますが、1つは、トヨタ自動車への参入を目指すべきだと。そして、工業振興会や自動車部品関連企業による懇話会の設置を提言いたしました。そしてまず情報交換の場づくりを急ぐべきであるとも進言いたしたところでもあります。それと、佐々木副社長らとの面会を取りつけ、いち早い訪問に取り組む努力をすべきではないのかとの2点が主なところでありました。もう一点の思いとしては、豊田中部地区の大手部品メーカーが東北進出を模索しているとも述べられていましたから、その企業の調査や情報収集など、踏み込んだ取り組みなど当然のこととと思っていましたので、トヨタ参入についての活動の経過とこれからの取り組みについての所信をお尋ねいたしたいと思います。

この項の2つ目の起業家の誘致についてであります。これは全国公募という発想であります。つまり外から企業を誘致するのは別に、地元企業を育てる、新規のアイデアを持った起業家を当市へ誘致し、横手で企業をつくってもらおうということを基本に産学官連携の確立と、その本拠地を秋田大学横手分校にその拠点を置くという構想であります。起業グループですから、厚生労働省所管であるとしている実践型地域雇用創造事業で22人の起業家を目指すという方針がこの間説明されておりますが、その実践型地域雇用創造事業と人材立市事業、さらには移住関連促進事業を統合することで横手の将来像と人材育成を共有できる仕組みづくり、事業仕分けならぬ組織を再編し、事業の再検討が横手市の新しい経営企画ではないのかと、そういう考え方からご見解を求めたい、こういうふうに思うものであります。

この項の3つ目に、大都市圏に横手市応援団の結成についての質問であります。企業を訪問するにも手づるやこねがあれば、訪問での手ごたえや次の訪問への策も練られるというものであります。応援団には企業の紹介、情報に限らず、物流、物産のマーケティング情報、横手市へのアドバイス等々多岐にわたっての助言に期待できます。横手市出身という余りある人材の発掘での応援団の結成であります。市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

最後のほうの(4)番の雇用のセーフティーネット対策、そして職業訓練横手教室の開設を求めることと、横手市パート労働者等退職金共済制度の創設の2点についての質問であります。

初めに、雇用のセーフティーネットが成長戦略や規制緩和の中で大変大事だと言われております。県内においても公共事業が増大する中で、技術、技能という職人の労働力の確保が非常に困難で、100%

受注も難しいという業界側の深刻な訴えも聞かれております。公共事業の多さでは、我が市が断トツではないのかなという思いもいたしております。本来の雇用の安定策は、人口の流出に何とか歯どめをかけるために、中長期的な視点で経済産業をしっかり根づかせ、安定した雇用の創出なんでありましょうが、当市の場合の雇用セーフティーネットで求められる人材不足という心配は、今ないでしょうか。雇用の安定への人材の育成は極めて重要な施策と考えますから、当市の現状についてお知らせいただきたいと思っております。

加えて、地場産業を支える当市での人材確保対策、雇用安定網の確立へ、関係業界との連絡をとりながら技能、技術職人の養成に市の単独事業として職業訓練横手教室の開設を望みたいと思うところであります。同時に、受講者への受講料の一部を助成することについても、お考えを述べていただければ大変ありがたいと思っております。職業訓練校の校長が市長でもありますので、ご理解あるご所見を伺いたいと思っております。

最後は、仮称でありますけれども、横手市パート労働者等退職金共済制度の創設についてであります。

不安定な身分で正社員同等に頑張っている、いわゆる縁の下の力持ちという大事な存在がパート労働者、非正規労働者であります。全国の総雇用者の32.5%という発表がありました。横手市内の事業所に働くその数と雇用条件など、どのような状態なのかお知らせいただければと思います。行政上からの指導、分析と事業主への要請など、行政のなすべき施策についてもご説明をいただければありがたいと思っております。

労働政策研究研修機構が、パート労働者の厚生年金加入対象の拡大が2016年6月という予定に対するアンケート調査もしております。それについては、労使間で二極化の傾向が予想されるという調査発表でありました。むしろ、正規雇用だけの安定対策でなく、大事にしたいパート労働者も安定雇用対策の一環と捉え、制定への取り組みにはさまざまな困難ありとも、横手市パート労働者退職金共済制度の創設を、本市労働行政の先進的かつ画期的事業として、可及的速やかに、全国に例のない制度制定に取り組むことを提言いたしたいと思っております。地域経済の維持発展へ、雇用政策重視の観点から市長のご所見を伺いたいと思っております。

代表質問は少ない内容でありましたけれども、今を生き延び発展する秋田県のセカンドシティとして、地域課題とそれへの対策にとりまとも果敢に取り組んでいくことを申し上げまして、市民の会からの1回目の質問を終わりたいと思っております。ご清聴に感謝いたします。ありがとうございます。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 経済、雇用施策の推進について、都合4点のお尋ねがございました。お答え申し上げます。

まず1点目でございます。まちづくり、市長の決意を問うというようなお尋ねでございます。

これにつきましては、皆様ご案内のとおりでありますけれども、当市が抱える課題というのは、それ

こそ山積という言葉では言い尽くすことができないくらいたくさんございます。こういう課題の克服に向けて、私どもは議会の皆さんと地方自治体の経営、運営について、切磋琢磨しながら、議論を重ねながらよりよいまちづくりに共同して、まさにコラボレーションという言葉も一部当てはまるかもしれませんけれども、取り組んでまいったところでございます。したがって、恐らく、議員もご質問の中でご自分の決意も述べておられましたけれども、この秋には議員の皆様も私も任期が満了で改選のときを迎えるわけでありまして、議員の皆様と同様に私も新しい任期に挑戦をいたしたいと、このように決意をいたしているところでございます。

2つ目の農畜産物の産地化と、かまくらブランドを目指してというお尋ねがございました。

このたび本市第二工業団地への進出を決定いたしました株式会社日本一、千葉県に本社を置く焼き鳥、あるいはウナギのかば焼き、総菜などの大手でございます。昭和56年の創業創立以来順調に成長いたしまして、現在の年商が150億、全国18都道府県に250店舗を展開されておるところでございます。現在は、本年の11月からの創業を目指しまして、製造子会社の設立準備が進められておりまして、焼き鳥の串刺し加工1日当たり5万本というような大変な大きな生産目標として、60名体制でスタートする予定ということで伺っております。また、同社におきましてはさらなる販売店舗の拡張に努めておりまして、この工場が設立されることは地元雇用の拡大とともに、地元農産品の売り込みにも大きなビジネスチャンスになるわけでございます。

1月29日に佐竹知事の立ち会いのもと、当社と提携いたしました企業立地に関する協定書においては、工場等の建設及び事業活動に当たり、地元企業の活用並びに地元住民の雇用に配慮していただくこととしておりまして、市としても創業に必要な雇用の確保を初め、事業活動の円滑化に協力してまいりたいと思っております。

この協定締結に先立ちまして、1月16日に私も同社を訪問いたしまして、地元の農産品を活用していただくことについては直接代表取締役様をお願いしており、一定のご理解は得られているものと思っております。早速ネギの売り込みを図るために、今週であります、JA秋田ふるさとの担当者と私どもの職員が訪問しまして、仕入れ担当の責任者の方と商談を進めることといたしております。そのほか、シイタケやアスパラガスなど、串焼きの材料となり得る農産品についても、需要状況に関する情報を早急に把握いたしまして、円滑に取り引き開始ができるよう、関係者と連携した売り込み活動を積極的に展開してまいりたいと、このように思った次第でございます。

なお、養鶏についてのお尋ねもございましたが、現時点において株式会社日本一においては、青森県、岩手県における養鶏場からの鳥を使うということでございます。当地においても、かつてはいろいろ取り組んだ歴史があるわけでありまして、この多くが大量生産される地域産地との競争激化により衰退してしまったところでございます。新たに養鶏業を実施するためにも数十万羽単位の大規模な経営を図る必要があると言われておりまして、また臭気等々の問題もあることから、極めて難しいものだというふうに思っている次第でございます。



3つ目のトヨタ自動車への参入で誘致をというお尋ねがございました。

私が平成21年度から平成23年度までに訪問した企業のうち、トヨタ系列の企業は4社ございます。現時点におけるトヨタ系自動車関連企業へのアプローチといたしましては、県がトヨタ自動車本社へ職員を派遣いたしております。そして、愛知県在住のトヨタ系企業OBをアドバイザーとして採用いたしまして、誘致活動や県内企業の受注支援活動を展開しておるところでございます。また、ことし4月には秋田県の名古屋事務所から企業誘致部門を分離する形で、仮称であります、名古屋産業立地センターを県が開設いたしまして、自動車関連企業の誘致や県内企業の販路拡大に向けた取り組みを強化する計画と伺っております。

当市では、これまでの自動車関連企業とのつながりによる人脈を活用し、訪問活動を行っておるところであります。迅速な情報の入手やきめ細かい誘致活動を展開するためには、県の専門的な組織を活用し、連携をより密にして誘致活動を行っていくことが効果的であると考えております。実際、県との連携により進行中の案件もございますので、よい成果が上げられるよう全力で取り組んでいるところであります。

このほか、大都市圏での企業誘致の主な取り組みといたしましては、県の企業誘致推進協議会が開催いたします立地セミナーや企業懇談会でPR活動を行っておるところであります。昨年11月19日に名古屋市で開催された立地セミナーでは、私がおあいさつをする機会がございまして、この中で第二工業団地をPR、紹介したほか、議員ご指摘のございました当県出身の佐々木副社長様初め、多くのトヨタグループ企業の方々と交流をさせていただいたところでもあります。平成25年度は初めての試みとして、都内において当市単独で企業懇談会を開催することといたしております。これは当市に立地済みの企業とその関連企業、取り引き企業へ参加を広く呼びかけ、誘致企業のみならず市内企業の販路拡大やビジネスマッチングを進めていくことを狙いとしております。議員の皆様からも参加をしていただき、オール横手で取り組んでいきたいと考えております。まずはこの懇談会の効果を検証しながら進めてまいりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

なお、地元企業によるトヨタへの部品参入につきましては、数年前より現トヨタ自動車東日本、当時は関東自動車と言っておりましたが、この会社、あるいはアイシン東北などへの紹介を行っておるところでございます。見積もり依頼や商談を進めている企業もあることから、十分認知をされていると考えております。また、トヨタ東日本側としても、東北地域からの部品調達率を将来は現在の20%から70%まで引き上げることを目標にしており、その要求に応えられるよう地元企業のレベルアップ、支援を引き続き県とともに進めてまいりたいと考えております。また、担当には自動車関係に限らず、進出の可能性のある企業には積極的に出向くよう指示をいたしております。

さて、起業家の誘致につきましては、首都圏の各分野において責任ある立場で活躍されている方々が会員となっておる秋田産業サポータークラブとの連携を進めておまして、当クラブが企画している起業創業塾に協力することで、首都圏在住者に当市での起業を呼びかけているところであります。外から

の起業家を誘致することは容易ではありませんが、今後もサポータークラブとの連携を継続することにより、少しでも可能性がある方には積極的に働きかけてまいります。

なお、実践型地域雇用創造事業でございますが、厚生労働省が横手市の雇用創出協議会に委託している事業でございます。平成26年度まで継続される計画でございます。市の直轄事業とすることはできませんが、この協議会、産業経済部と同じフロアで業務に当たっておりまして、ふだんから連携を深めているところであります。また、移住促進及び人材育成等に係る事業につきましても、十分な連携を図りながら進めてまいりたいと思います。

この項の最後でご質問のありました横手市応援団の設置につきましては、その効果などを引き続き検討してまいりたいと存じます。

4番目でございます。雇用のセーフティーネットの確立についてのお尋ねがございました。

その中の横手市技能センターについてでございますが、平成18年9月から横手地方職業能力開発協会が指定管理者となっておりまして、事業といたしましては、雇用保険加入者の能力開発及び向上のための研修等が実施されておるところであります。職業訓練は建設、土木、電気工事、製造業などの専門的な技術向上を図るものや、事業所における一般的な業務改善及び安全向上を目的としたメニューも実施されておりまして、また、センターにおいては、事業主等による従業員への職業訓練や技能訓練も実施されております。今後も地場産業を支える技術者の確保、育成は必要でありまして、製造業などは大変厳しい状況になっておりますが、時代の流れに配慮した研修メニューを提供していくことが望まれているところであります。

ご提案いただきましたセーフティーネット対策としての横手教室につきましては、事業所、企業、関係団体のご意見を伺い、受講者の見込みなどを勘案しながら必要となる技術指導者や設備等を確認し、雇用効果などその可能性があるかをよく検討しながら、協会と相談を進めたいと考えておるところであります。

次に、ご提案のございましたパート労働者の退職金共済制度の創設につきましては、基本的に従業員の処遇は労使関係で決定されるものと考えております。中小企業を対象とし、国が掛金の一部を助成する中小企業退職金共済制度では、短時間労働の方も加入できることとなっておりますが、この共済の掛金は全額事業主負担となっており、加入するかどうかの判断につきましては、そのときどきの経営状況が大きく影響すると思われまます。このため市といたしましては、各企業の経営向上につながる支援で対応してまいりたいと考えております。

市内の事業所に働く人数につきましては、ハローワーク横手管内において、1月末現在の雇用保険被保険者数は2万3,380人となっております。昨年12月現在における秋田県毎月勤労者統計では、常用労働者中パートタイム労働者の比率は22.7%となっており、この比率を乗じますと、市内におけるパートタイム労働者は5,300人程度であると推測をされます。また、県が昨年9月末現在で県内約1,700事業所を対象に実施した労働条件等実態調査においては、パートタイム労働者など非正規雇用労働者に対する

退職金制度を設けている事業所は、9.4%であると報告されています。

なお、社会保障税一体改革成案、政府与党社会保障改革検討本部決定が平成23年6月30日に決定されたものでありますが、これによりますと、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、同者に対する厚生年金の適用拡大がうたわれており、まだ具体的な内容は示されておきませんが、パート労働者の福利厚生の向上が大いに期待されるところであります。

以上であります。

○佐藤清春 議長 30番田中敏雄議員。

○30番（田中敏雄議員） 何回も再質問しません。

まず、1番の市長の再挑戦を確認できました。頑張ってください。

それと、実は組織の組み替え再編の問題も含めてちょっとお尋ねしたいんですけども、マーケティング事業の開始以来、農産物の産地化とかブランド化の確立の促進を進めるということで六、七年たった。その後の進み具合はどのようになっているのかなというふうな思いをしております。

それと、新年度の予算は550万円です。それから食と農からのまちづくり事業、いわゆる地場産品を使った食のまちづくりということで、新商品の開発に課題があるのかなのか。どのような事業展開なのか、それも聞いてみたいと思っておりますし、方向づけはやや似ていると思います。それで、新年度の予算は3,147万4,000円。その3,100万の予算の、いわゆる執行計画は商品開発だけに行くものか、どういう内容で執行されるのか、もう少し詳しくお聞かせいただければというふうに思います。

それと、いま一つは新規事業です。食・農・観でのまちづくり、これについては6次産業化を視点とするというふうな説明がありましたので、6次産業化を目指すのであれば、私はむしろ専門員の配置が必要ではないのかな、こんな思いもいたしましたので、そこにはやっぱりひとつ意気込みを感じるということで、専門員の配置も検討の課題になるような思いがいたしました。そして同時に、産経部に置くのがごく自然ではないのかなと。新年度の予算が1,291万4,000円です。方向性が大体同じです、この3つとも。ですから、総合的に同一方向に向かっているわけですので、合わせますと5,000万の予算になります。だから、私は縄張りの、あるいは縦割りの、そういう弊害もなくしていく、諸事務を統合させると、統括するというふうな方向での検討に入るべきではないのかなというふうに思ったりもしておりますので、組織改編も含めた考え方についていま一つお考えをお聞きしておきたい、こういうふうに思います。

それと、今のこの日本一のことでもありますけれども、素人考えで言えば5万本とか、あるいは1日2,000羽のプロイラーと言えばかなりの鶏が必要だなというふうに考えまして、そうであれば官民ファンドを活用して、そして何か成長産業に引っ張っていくという点では、いわゆる鶏の大規模養鶏団地も今度は必要になってくるのではないのかなという、全く素人でもありますけれども、そういう考えもしたところでありますので、市長のお話ですとなかなか難しいというふうなことですが、その難しい理由がまだぴんと来ないということなので、難しければ難しいなりのその理由をしっかりとどめておかなければ

ば、これから日本一が来るということで、今度は俺も鶏飼ってみるかなんていう気持ちの人がいないとも限りません。ただ、そういうところにもう少しきちんと教えてやらなければ、難しいということだけでは難しいなというふうに思いますので、この点はもう少し丁寧に説明をいただきたいな、こういうふうに思っております。

企業誘致についてでありますけれども、やっぱり頑張っているということわかります。私、昔のことしゃべればなんですが、7つの誘致企業を経験した思いがあります。そのときは、犬も歩けば棒に当たるですよ。棒に当たるけれども、幸いな棒に当たって何とか持ってきたというふうな経緯も、経過もありますので、これは恵まれておったのかなというふうに思っております。県も独自の取り組みをやっているというけれども、県はやっぱり全県を見おろした形での活動になると思いますので、横手にばかり目を向けるというわけにはいかないだろうというふうに思います。

それで、どう頑張るかで横手の本気度がわかると思いますが、なかなか単独では難しい、これも難しいだろうというふうに考えますので、もしできるならば、できたならば通勤圏が同じである県南、横手を中心にした大仙、湯沢、そういったところとの連携で誘致活動、あるいは県との連携強化を強めていったほうがむしろ有利に動けるのではないのかなと、こういう思いもいたしましたので、湯沢、あるいは大仙とのそういう関係プレーも視野に入れてはどうなのかなというふうに提案もいたしたいと思いません。

それから、自動車産業に限らず、企業誘致について、規模も大分違うでしょうけれども、いわゆる工場の建屋、これは公設でできないのかと、そして誘致すると。このことを私、知事に申し上げました。秋田県と、例えば横手市で企業を持ってくるといときに、工場の建屋を公設でやろうじゃないかと。県半分、あるいは横手半分、あるいは県3分の2で横手3分の1とかというふうな、県の企業誘致としてのそういう仕組みをつくってはどうかと、こういうふうに申し上げましたら、なかなか企業のほうで難しいことばかり言うからだと、それはわかります。全国で1カ所、それをやっているところがあると、こういうふうな回答もありましたので、それについては、もうずっと先を見通した場合については、かなりこれは物にしていったいいのではないのかなというふうな思いもいたしましたので、企業誘致活動の誘致条件についても、いまいち見直しも必要ではないだろうかなと、こういうふうな思いでありますので、この後の対応策としてひとつご検討する件ではないのかなというふうに思いました。

それから、雇用問題、安全網の確立についてで、横手教室の問題ですが、ぜひそういう方向で取り組みを強めていただきたいと思えますし、ついからですから申し上げますが、大仙市では市民に限って受講者に対して受講料を援助しています。助成しております。大仙市は。ですから、横手は全額補助でなくても、大仙市に学んだ形での取り組みをぜひやっていただきたいし、技能センターをやっぱり職業訓練の横手教室として開設していくという方向を強めていただきたいということを重ねてお願いを申し上げたいと、このように思っております。

最後のパート労働者の退職金の問題についてでありますけれども、これは労使間での決定でありまし

ようが、なかなか都会、あるいは大きい都市のほうと違って、職場にまいますとそれが難しいというふうな状況もわかります。あくまでも任意加入、あるいは任意の組織になりますけれども、そういうものを横手市がお世話をしてあげることが大事なように思っておりますので、いまいち、いわゆるパート労働者の、パート労働者も出します、事業主も出すと、折半形での退職金の積み立て、そして、中身についてはこれからの協議でありましようけれども、そういうふうなのをつくっておいたほうがむしろ安心を与える一つの労働行政の一環ではないのかなというふうに思いますので、それらの事務的な準備的な事業については、横手市がその経費を賄うということだけは、安定雇用の一つの援助事業としてやる方向で、再度ご検討を願えればというふうに申し上げて、お話をもらえれば大変ありがたいというふうに思っています。

以上であります。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 何点かご質問ございましたけれども、まず1点目のマーケティング推進化、あるいは新商品の開発支援のメニュー、食・農・観について一くくりでのお話があったわけでありましてけれども、いずれも丸ごと横手市をブランド化したいということ、これだけ優良な農地があって自然環境が厳しくもあり、しかししっかり恵まれている地域でありますので、食と農を大きなキーワード、コンセプトとして、横手市が丸ごとブランドになることがとても大事だというふうな考えから、さまざまな取り組みをしたところでございまして、そういう意味では横手やきそばに限らない一定の評価を今、得つつあるもんだというふうには認識いたしております。

ただ、具体的にそれが、一つ一つが一つの産業として成り立つためには、これは販路の開拓はもちろんでありますけれども、品質のさらなる向上、あるいは持続的な向上、あるいは加工メーカーの確保、あるいは生産者の充実と申しますか、多くの方がそれに参画するというような、そういう一連の流れが必要でございまして、そういう意味ではまだまだ道半ばではないかなと思っております。したがって、この3つの課題は共通した課題を背負っているわけでありまして、引き続きしっかり取り組む必要があるだろうというふうに思っております。

そういう中でありますので、その中の、最後に申されました食・農・観でございますが、これについては当市における食と農からのまちづくりのさらなるブラッシュアップというか、そのために取り組む事業でございまして、そういう意味では一つの拠点をつくれればそれで終わるという事業ではございません。そういう中で、全市的に取り組まなければならない、また全市的に取り組む重要な課題でもあるわけございまして、ご指摘あるような産業経済部にとどまらない部分がございますので、私は総務企画部の中に食・農・観deまちづくり室を設置いたしたいと、このように考えているところでございます。

あわせて、専門員が必要ではないかというふうなご指摘ございましたが、どのような名称になるかは別にいたしまして、専門的な経験と知見を有する方、民間のセンスあふれる方にご協力いただくのが筋だというふうに、順当なところだと思っておりますので、そういう方向でこれからも進めてまいりたい

と思います。

それから、2つ目の日本一の進出にかかわる養鶏業についてでございます。

私も先ほど答弁申し上げましたとおり、大規模な養鶏団地、養鶏場となりますと、これはやはりおいの問題は、これは避けて通ることができない大きな課題だと思っております。全国的に産地がしっかり確立されている中で、また外国の産地との競合がある中で、この手の大規模な養鶏団地、養鶏場の経営に横手市において取り組むというのは、いささか難しい部分があるなというふうに考えております。ただ、私は比内鶏ほどではないにしても、横手市における、昔は多くの、名前があったかないかは別にいたしまして、いい鳥がたくさんあったのは承知いたしておりますので、そういう鳥があればぜひ、小さい規模でもいいから立派にブランドとして通用するような鳥の産地はあちこちにあっているのかなというふうに思って検討した時期もございました。ただ、残念ながら、今はほとんど絶えているというのが現時点での情報でございます。今のところこれについては積極的に政策として練り上げるまでにはいっていない状況でございます。

3つ目のトヨタ自動車等々の企業参入について、県南の自治体で連携をとるご指摘もございました。

これについては、県が主催しますあらゆる企業誘致セミナーには、県南の自治体の長はほとんど皆勤でございます。全部出ております。県南のくくりで別途協議した経緯というのは特にないわけではありませんが、恐らくおわかりのとおり、非常に交通の利便性の高い地域ではあります、我々のところは。したがって、横手市内に立地している企業さんでも、100%市民だけがお勤めになっているわけではない。大仙においてもしかり、湯沢においてもしかりであります。さまざまありましようから、正確な数字は申し上げるわけにはなかなかまいらないかもしれませんが、4割とか5割とか、その程度ではないかなと。多くの方が県南の中で自由に、と言うと変な言い方ではありますが、交通の利便性を生かしながら勤められておられる現況がございます。

そういう意味では、ある自治体の長から言われたんでありますけれども、横手市は勢いいいし頑張っていると、何とか頑張ってくれと。そうすると我が町からも勤められると、こういうふうなことを言われて、なかなかうまいことを言うななんて思いましたけれども、私も逆にその町にもぜひいい企業ができて、横手から通えるように、当地域と隣接する地域でありますから、実際通っている方も多いわけがあります。そういう意味では一蓮托生という言葉は適当ではありませんけれども、そういう意味では別段、特別な取り決めをしなくても連携をしていく宿命にある、そういう地域ではないかなというふうに思っております。

それから、この項の2つ目で、工場の公設民営というお話もございました。なかなか面白いアイデアだと思ってお聞きいたしました。また、過去にも知事にそういう提案したという話をお聞きしたところがございます。これについては、具体的な検討というものはした経緯はまだございませんが、今にわかには考えられることから言えば、あらゆる民間企業さんにご自分の会社にとって最も最適なレイアウトというものを、工場立地というものを考えられます。当たり前の話であります。自分のお金でやるわけで

ありますから、普通は。ところが、そういう会社工場建屋というのは汎用性にまことに乏しいという、要するに誰でもが使えるわけではない。

したがって、その企業が不幸にしてそこから撤退しなければならなくなったときに、その工場建屋は相当使い勝手が悪いものになるのかなというおそれもあるというふうに思います。その辺の検討がやっぱりいろいろしていかなければならないのかなと、契約のあり方も含めてですね、そのように感じているところであります。

また、4番目の職業訓練校の受講についての大仙の事例がございました。大仙の事例は存じ上げておりませんでしたので、よく調べさせていただきながら、どのような成果が上がっているのかということも含めて検討いたしたいというふうに思います。

また、市のパート労働者等退職金共済制度の創設にかかわる市の支援策についての検討ということでございましたけれども、今の段階ではなかなか簡単にできるのかなというのがちょっと疑問な点もございしますが、しかし地域におけるさまざまなお勤めの形態があるわけでありましてけれども、そういう方々が元気に勤められる環境づくりに、市としてどんなお手伝いできるか。それは先ほど申し上げた、企業がそういうパートの方々にも退職金の制度をつくれるような、そういう会社の経営のあり方、体力のつけ方に支援するのが、これは正道でありますけれども、そのことも含めて引き続き検討を要する課題ではないかなと思った次第でございます。

以上であります。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午前11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

---

午前11時11分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇新政会（土田祐輝 議員）

○佐藤清春 議長 ここで、会派代表質問についてご報告いたします。

本日、会派さきがけ、26番塩田勉議員の欠席により、会派代表質問を辞退したいとの申し出がありました。これにより、会派代表質問の質問順序を繰り上げて行うことといたします。

会派新政会、11番土田祐輝議員に発言を許可いたします。

11番土田祐輝議員。

【11番（土田祐輝議員）登壇】

○11番（土田祐輝議員） おはようございます。

会派新政会として代表質問を申し上げます。

今回の取り組みは、昨年施行されました議会基本条例を受けて2回目の実施となります。まだ試行期間の域を出ていない状況でありますし、一般質問と違いまして政策的な市政全般の方向性を問う、こういった制約がありますので、今後とも会派として意思疎通をより密にする必要を感じております。

まず、質問に入る前に、苦言といたしますか、要望を2点ほど申し上げます。

まず1点目は、施政方針や予算書に片仮名といたしますか、横文字が非常に多い、そういう点であります。ざっと目につくものを拾い上げますと、例えば環境保健サーベイランス事業、ガーデンシティプロジェクト事業、秋田DC、これはデスティネーションキャンペーン、それから横手コンベンション協会など、枚挙に暇がないほどであります。その中であってきわめつけは、企業支援を行うインキュベーションオフィスとして、Bizサポートよこてを開設します。こうなると、私には全く意味、理解不能であります。多分、議場にいる皆さんも所管でなければ理解できない内容も多いと思います。今、こうして一例を申し上げましたが、やはりこうした事例を引くまでもなく、日本語表記できるものは、私は、日本語にすべきでありますので、改善方取り組みを要望いたしておきます。

次に、2点目ですが、先ほども触れられておりましたけれども、西部地区の多機能型直売所構想も実現に向けて着々と準備が進められております。新年度には予算計上もされておりますので、食・農・観deまちづくり、この事業の進展に大いに期待をしております。ただ、残念ながら、まだ構想段階ということで議会には概要説明がなされておられません、西部地区選出議員との意見交換会は二度ほど開催されたようであります。私はこの事業は全庁上げての大きなプロジェクトだと思いますが、なぜこうした西部、東部、南部というくくり方で進めようとするのか、非常に違和感を覚えます。これまでの学校統合とは明らかに異質のものであります。やる気があれば、行政課題説明会など現況、スケジュール説明も可能だと思いますが、いかがでありますでしょうか。この案件については、一般質問で我が会派の遠藤議員が取り上げておりますので、ひとつ譲ることにいたしますが、冒頭一言苦言を呈しておきます。

それでは、質問に入ります。

まず1つ目の地方公務員給与削減要請についてであります。

いただいた資料によりますと、平成25年1月24日付で地方公務員の給与改定に関する取り扱いについて閣議決定がされた、そうした総務大臣通達であります。大まかな内容は、国家公務員の給与削減措置を踏まえ、各地方団体においても速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請するとあります。確かに現在に至っても、国家公務員の給与削減は続いておまして、下げ幅は給与平均で7.8%、期末、勤勉手当で9.7%、管理職手当は一律10%減じられております。この措置期間は平成24年4月から平成26年3月までの2カ年であります。また、今回の要請文の趣旨には、日本再生のために防災、減災事業に取り組むとともに、今後消費税増税について国民の理解を得るためにも公務員が範を示すことが重要と、もっともらしいことが述べられております。私個人的には、範を示すのは公務員よりまず国会議員からだろうと思いますが、こうしたペナルティーをちらつかせての高圧的な要請には、甚だ違和感を覚えます。



このたびの具体的な要請内容の概略でありますけれども、国家公務員の給与減額支給措置7.8%を一律に求めるのではなく、それぞれ自治体のラスパイレス指数やこれまでの給与抑制措置を勘案して決定すること。2つ目に、スケジュールとして遅くとも平成25年7月の施行に向け条例改正を行うこと。この措置期間は平成26年3月までの9カ月間であります。3つ目、もっとひどいと思うのは、我々の自主財源でありますこの地方交付税を人質に、頭から相当額を減額して交付する、そういう内容であります。今回の案件は地方公務員に限定したものでなく、特別職や我々議員にもそれぞれの団体や議会の判断が求められております。こうした一連の給与などの削減要請に対して、市長はどんな印象をお持ちなのか、また今後の対応をお伺いいたします。

次に、市民の定義について申し上げます。

市民の定義という大変漠然とした内容の質問で恐縮ですが、私たちはふだんから特に深い意味も考えずにこの市民というフレーズを使っております。その概念も規定される範囲も、多分受け手によってさまざまに解釈されてきましたし、ここに来て特別に騒ぎ立てることもなく過ごしておりました。そうした中で、今さら市民とは何ぞという質問自体、無益な議論になるかもしれませんし、かえって混乱を招くおそれも理解しております。それを承知で今回取り上げましたのは、公のこの議場という場で議論することが重要だ、そういう認識でありますし、できれば我々、そして当局との共通認識を持てることに期待するからであります。

この後、私の思いを申し上げまして、当局のご所見を伺いますけれども、まず当たり前のことですが、私たちは権利と義務を有する日本国民でありますし、同時に秋田県民であり、横手市民でもあります。この日本国民の資格というのは、憲法10条で、日本国民であるために必要な条件は国籍法で定めると明確にされております。このことは当然としても、地方自治体においては、住民と市民は明確に区分されております。言うまでもなく、住民とは自治の根幹を成すものであり、住民の意思と監視のもとに地方行政が存在します。

ただ、自治法などでもこの市民の定義というものは見当たりません。私個人的には、市民イコール住民だ、そういう認識を持っております。したがって、昨年施行されました議会基本条例でも、議会とは市民の代表機関という位置づけでありますし、市民に開かれた議会、市民参加を不断に推進するなど、市民が各所に出ております。そして、この共通認識としては住民であります。しかし、行政の条例には、一概にそうともとれないものも数多く存在します。

過日、目にいたしました横手市空き家等の適正管理に関する条例には、市民が明確に提言されておりました。参考までに引用いたしますと、同条例第2条、市民とは市内に居住し、もしくは滞在し、または通勤し、もしくは通学するものを言う、こうであります。これが果たして市としての統一した見解なのか、それともこの条例に限ったものなのかは定かではありませんが、非常に紛らわしいと思われました。数ある条例の中でもこのように及ぼす範囲を明確に規定するものと、条例制定、その目的や文脈、行間などからそれぞれが総合的に判断するものが存在します。果たしてどんなルールのもとにこの市民と

という言葉が使われているのか、ぜひ当局のご見解を伺います。

また、行政の憲法ともいえる自治基本条例を現在策定中と伺います。市民の定義をあえて明確にすることで条例間に齟齬を来す可能性もありますので、その辺の整理をする意味においてもぜひ考え方を示していただきたいと思います。

次に、3点目の公の施設について存廃や管理形態も含め、基本姿勢を問うという質問であります。

この項については、余りにもちょっと大雑把過ぎたかなという反省もありますが、8市町村合併時からさまざまな施設がそのまま引き継いできた特異性を考慮しても、そろそろ身の丈に合った存廃を含め大なたを振るう時期に来ていると思います。年間1,000人を超える人口減少が続いておりますし、行政の体力からして待たなしの印象を持ちます。合併前までそれぞれの市町村で建設、運営できない割と大きな箱物に関しては、横手平鹿市町村圏組合で設置してきました。それは住民からの要望の強いものや、自治体として必要不可欠な施設であり、例えば特養、老人施設、体育館、グラウンドなどのスポーツ施設などがあります。

しかし、今は環境が大きく変わっております。老人福祉施設、保育所、温泉施設などは民間がしっかり運営、サービスできておりますので、あえて行政が持つ必要を感じません。また、スポーツ施設などもドングリの背比べのようなB級の箱物が数あればいいというものではないと思います。さらには公民館、図書館も指定管理や統合も視野に入れるべきであります。こうした各施設は個別に対応が検討されてきておりますし、一部には民間に無償譲渡も取り沙汰されておりますので、その基準なりを明確にすべきだと思います。その前段として、市としての基本的な姿勢をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わりますが、今回3月で退職される多くの職員の皆様、ほとんどが私と同期であります。大変さびしい限りでありますし、これまで公私ともに大変お世話になりました。深く感謝を申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 3点のお尋ねがございました中のまず1点目でございます。地方公務員給与削減要請について、どのように考えるかというお尋ねでございました。

今回の交付税にかかわる国の措置は、ご指摘にもございましたけれども、地方財政計画で国家公務員の給与削減幅7.8%に相当する地方公務員給与分を削減し、その影響による交付税の削減分に対する代替措置として、地域の元気づくり事業という名目で、別枠で交付税措置されるものであります。これに対しまして、全国市議会議長会や全国市長会を含む地方六団体は、これまで地方が行ってきた行財政改革の努力を適切に評価することなく、国が地方公務員の給与削減を強制することは地方自治の根幹にかかわる問題とし、地方交付税の減額によって給与を削る方法に関して、交付税を国の政策の手段として用いることは断じて行うべきでないと、厳しく批判する共同声明を1月27日に表明を公表いたしております。

私も全く同じ思いでございまして、今回の国の措置は極めて不適切なものと思っております。独自事業や職員給与は議会や住民の意思に基づき自治体が自主的に決める事項であります。本来、その自治体が必要とする独自の事業については、自治体が自主的に判断し、財源に不足があり、それを職員給与の削減により行おうとするものなら、職員に丁寧に説明し、議会の皆様とも協議しながら決定すべきものであります。今回の国の措置は、こうした自治体の主体性をないがしろにするものだと考えます。

厳しい財政状況の中、当市においては合併新市誕生以来、人員削減による人件費削減努力を行ってまいりました。特に平成19年度から平成21年度までの早期退職優遇制度の実施により、3年間で早期退職者は50人に上り、企業会計を除いた平成23年度の人件費決算額は、平成18年度のそれと比べて約13億5,000万円の減額となっております。平成24年4月1日現在のラスパイレス指数は、国の削減後の給料額を基準にしており、当市の場合103.6となっておりますが、総務省からは国の削減前の額を基準にした参考値の95.7との差を目安として給与の引き下げを行うよう要請を受けており、職員給与の削減がなければ別枠の交付税に影響が出るような仕組みとなっております。

こうした制度運用が決定された状況では、不本意ながら職員にも給与削減について一定の協力をお願いしなければならないと考えております。人員削減による人件費削減を行っている中で職員は頑張ってくれておりますので、そうした職員の士気を下げないためにも、給与削減を行う場合には職員に丁寧に説明し、理解を求めることが不可欠であります。

また、給与の削減幅やこれまで行ってきた人員削減などの人件費削減努力が元気づくり事業などにどのように反映されるのかがいまだはっきりしない状況もございまして。国の要請は、遅くとも7月からの削減実施ということであり、時間は余りないのでありますが、さらに詳細な情報収集や削減幅の検討、職員への説明のための時間をいましばらくいただき、6月議会提案に向け4月中には具体案を作成したいと考えております。

質問の2つ目の市民の定義についてでございます。

一般的に条例におきましては、特別な場合を除きまして、市民についての定義づけはいたしておりません。しかしながら、現行の市の条例においては議員ご指摘のとおり、市民について地方自治法に定める住民にとどまらず、市内の事業所に勤務している方や、市内の学校に通学している方などに範囲を広げて定義している条例もあります。これは行政需要の多様化や、政策課題が複雑化する中で、地域が抱える課題解決や安全・安心のまちづくりを進めていくためには、いわゆる住民だけではなく、地域社会にかかわる幅広い人々の参画とその方々とのかかわり合いが必要となるからです。

特に当市は市外からの通勤者や通学者などの交流人口が多いため、こうした方々と連携し、協力し合いながらまちづくりを推進していかなければなりません。こうしたことから、それぞれの条例が掲げる目的を実現するため、必要な場合には施策ごとに対象となる市民について定義している現状でありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

3番目の公の施設についてのお尋ねがございました。

現在、市には500を超える公の施設があり、これらの存続及び廃止については、建設時の目的、使用状況、維持管理コストなどをトータルで判断し決定すべきものと考えております。そして、これらの施設の管理形態については、行革大綱にも定めるとおり、指定管理者制度を積極的に活用していくこととしております。既に132施設にこの制度を適用しており、市民サービスの向上、施設の効率的、効果的な運営及び有効利用、協働のまちづくりの実現に寄与するなど、相応の効果があらわれていると考えております。

また、施設によっては、あわせて民営化についての検討も行っているところです。そして、より積極的にこの方向を推し進めるべく、現在横手市アウトソーシングに関する指針を策定中であり、指針策定後には具体的なプランニング、計画づくりを行い、民間でできることは民間に委ねるを基本原則とした施設運営及び業務の見直しを行ってまいります。

以上であります。

○佐藤清春 議長 11番土田祐輝議員。

○11番（土田祐輝議員） 再質問は3回までのようでありますので、簡潔に申し上げたいと思いますが、まず1点目の地方公務員の給与削減についてでありまして、市長も壇上からおっしゃられたように、この交付税というのはあくまでもやっぱり地方独自の自主的な、私は財源というか交付税でありますし、当然法律でも規定されている立派な地方の独自財源だと思っています。もう少しわかりやすく言いますと、よく親から子どもへの仕送りという言葉が使われますけれども、その次にあるのは、その仕送りの原資は本来であれば子どもがもらう給料の一部を、たまたま無駄遣いするものだから、親がいちいち預かっておくと。何かあったときにそれやるから、言ってもらえればそれは子どもにやるよ、そういう趣旨の、私はお金、交付税だと思っていますんで、それがたまたま親の住んでいる近辺が災害に遭ったとか津波に遭ったということで、本来もらえる子どもの給料部分を減らすこと自体がやっぱり違うんじゃないのかなど。それはあくまで親の金でやるべきでありますし、何で我々までそのしわ寄せが来るのかな、そういう不可解な思いもしております。

7月施行ですので、時間的に余り余裕がないようであります。公務員の皆さんにはそれぞれご負担をいただくかと思いますが、先ほどの答弁ですと、特別職、あるいは議会も独自の団体、あるいは独自の組織で判断を求められておるようであります。特別職である市長、自分の給料はいかがなされるのか、そこから辺、ひとつ明確にご答弁をいただきたいと思っております。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 当然のことではありますが、私も含む特別職の給与については、相応の削減をする必要があると、そのように考えている次第でございます。

○佐藤清春 議長 11番土田祐輝議員。

○11番（土田祐輝議員） わかりました。

次に、2点目の市民についての定義であります。私も議会事務局のほうからご難儀してさまざま

条例を調べていただきました。中には横手市犯罪者等見舞金支給条例とか、それから災害に関する弔慰金の支給条例など、金品の支給を伴うものに関しては、これはやっぱり市内に住所を有する者、あるいは住民基本台帳に載っている者と明確に定義がされておりますけれども、そのほかの生活、安全・安心条例とか、それから犯罪者等基本条例、それから先ほど申し上げた空き家条例などについては、この市民の定義は大分広がっているんですね。市内居住もしくは滞在、通勤、通学まで入っている。こういう、全体として感じますのは、金品を伴った条例に関してはやはり横手市に居住する者、それ以外は通勤、通学まで含めたそういう市民を、市民の概念というのはそういうものだ。そういう端的に理解をしているのか、そこら辺ちょっと。もう一度確認をしておきます。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 議員ご指摘のとおり、今、例えば金品のかかるものとか、それからいわゆる地域社会にかかわる幅広い人たちの参画、あるいはかかわりがあるというようなものの2点に分かれているというふうなご指摘ありましたけれども、まさにそのとおりだと思います。

さきに自治基本条例の話ありましたけれども、その条例の中では多分広義的に、広い意味でこの市にかかわる者というふうな、大きい捉え方をしていくという形になるかと思えます。その中で、それぞれの条例の目的に合った成果と申しますか、結果が求められるものは、条例で定められていくこととなりますので、その場合についてはその目的にあった形の住民ということを広義にしていくというような進め方になるというふうな理解しております。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 11番土田祐輝議員。

○11番（土田祐輝議員） 最後の質問でありますけれども、なかなか今まではこの市民という議論もしたこともないですし、我々議会の基本条例策定するときも、特段市民という規定はしておりませんでした。多分ほかの自治体においてもそういう市民の定義とか、どこの範疇まで指すとかという具体的に書いている条例もなかったように記憶しております。たまたまこういう機会、公の場で、議場でこうやって議論できる、そして理解を深めることができたということで、大変ありがたく思っております。

それで3点目の、非常にばやっとした質問で、自分でも何言っているかなかなか理解できない部分もあるんですけれども、私は、公の施設に限定しておりますが、いずれこの後、横手地区を考えても中学校3校が当然空くわけでありまして、その後には小学校統廃合が控えております。雄物川地区でも多分そうだと思いますけれども、学校についてはこれからさまざまな使い方、あるいは更地にする方法もあるかと思いますが、困るのはそのグラウンドとか野球場とか、そういった更地になっている部分の管理をどうするか、これが非常に大きな問題だろうと思えます。

空き家条例の中にも、これは当然だと思いますが、周囲の環境に影響を及ぼさないよう敷地も含め適正に管理すること、これは空き家条例の一文でありますけれども、要するに、でもこういう膨大な敷地を抱えること、そしてそれが行政財産から普通財産に所管替えになって、この管理をすることに膨大な

お金と労力と、これから手間暇をかけなければならない、非常に危惧している一人ではありますが、その中で、きのう、おとこの魁の社説なんでもありますが、使われていない公共施設の有効活用を図るため、大館市は空き公共施設等利活用促進条例を1月に制定されたようでもあります。

具体的な内容を申し上げますと、空き公共施設の利活用に民間事業者を積極的に導入、それから行政の財政負担の低減にとどまらず、創意工夫、そして新たな施設運営をするために、市が指定事業者の公益性が高いと判断した場合、財産評価の1割を下限とする格安な価格で施設を購入できる、あるいは無償で借りることもできるんだと、こういう非常に変わった条例でありまして、これによって公共施設の利活用、それから遊休施設の利活用、これが一つの呼び水となって大きく生まれ変わることを住民も願っている、大変風変わりな変わった条例であります。いずれ当市においてもこういう形で何らかの手立てを講じなければ、いつまでも持ったままであること自体がかえって負担、重荷になりますので、ぜひこのご検討をお願いしたいと思いますし、ご所見があったらぜひ伺いをいたします。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 大館市の事例についてまだ詳細を把握しておりませんが、ただいまの説明をお聞きする限りは、大変いい条例をつくられたなというふうに思った次第でございます。我々においても、行政財産から普通財産に、特に最近の例で申し上げますと、学校校舎なんかもそういうふうな手続を経て、もっと使いやすいように、利活用しやすいようにということで取り組んでおるところでございます。

今のところ、例えば企業さんがこれを積極的に活用したいからというような声はなかなかかからないところではありますが、それがあれば大変ありがたいと思って進めようとしておりますが、むしろ地域において、グラウンドも含めてでありますけれども、地域の安全・安心のための施設として残す、あるいはスポーツ施設として残したい等々利用計画をお持ちのところも少しずつ出てまいりました。それにつけても、そういう利用が実際どの程度の利用になるかということも検討しなければいけないわけですが、ご指摘にもございましたその維持管理にかかわる費用というのは、これがやはり大きな問題ではないかなと思っております。

そういう意味では、その辺について地域でそれが、受け皿団体がちゃんと管理してくれて、あるいはそのことによって、管理してもらうことによって格安に譲渡するとか、もしかしたら無償で譲渡するとか、こういう判断は、選択肢はあつてしかるべきだというふうに思っておりますので、大館市の事例に限らずいろいろな事例を調べさせていただきながら、条例化をすることによってこの手の普通財産をうまく活用できる方向が見出せるのならば、積極的に検討してまいりたいと、そのように思う次第であります。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後1時10分といたします。

午前11時46分 休憩

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ ニューウェーブ（佐藤徳雄 議員）

○佐藤清春 議長 会派ニューウェーブ、15番佐藤徳雄議員に発言を許可いたします。  
佐藤徳雄議員。

【15番（佐藤徳雄議員）登壇】

○15番（佐藤徳雄議員） 会派ニューウェーブの佐藤徳雄です。よろしくお願いします。

質問に入る前に、3年間の豪雪、雪対策に対しては大変、だんだんよくなってきて、なれたせいか大分道もよく除雪されておりまして、大変うれしく思っています。ご苦労さまでした。

それでは、質問に入ります。

質問は、安全・安心・魅力あるまちづくりについてを命題といたしまして、3つぐらい質問があります。

このまちづくり対策としては、第1に将来設計を描けるような安定した働き場所の提供、安心して子育てができ、また安全な生活環境の充実が不可欠と考えます。この事柄を見据え、市においても前記の事柄を考慮しながら、ハード事業として地方道路交付金によるくらしの道づくり、クリーンプラザよこて整備等、また合併特例債を活用し各地区の小・中学校統合事業、学校給食センターを統合などの教育関連の整備、大沢浄水場建設整備、山内地域多目的統合整備など、数多くの事業を抱えています。これらをこれからも継続して行っていくことと思います。これらを踏まえて次の質問を行います。

1つ、合併特例債関連事業について。

立案計画どおりおおむね進行しているように見られますが、現状をお答え願いたいと思います。

また、合併特例債の5年延長が示された中、市としてはメリットの部分大きいと思われませんが、今後の取り組み及び事業計画をお聞かせ願います。

これは要望に入りますが、市民の要望としてスポーツ立市を目指す市としても総合体育館の建設をお考えかどうか。また、県内2番目の都市として9万人超の市に適した市民会館の建設に対するお考えをお答え願います。

2番、経済雇用対策については、最初の田中議員の大体の答えはわかりませんが、改めてお答え願いたいと思います。

雇用場所の提供、企業誘致の現況をお聞かせ願いたいと思います。新聞やテレビ報道によりましても、大阪、名古屋、埼玉など大きい都市でも企業誘致による経済雇用対策を行っているようで、なかなか厳しい状況だとは思いますが、市として市長が感じたお答えをいただければ結構です。

また、外にばかり目を向けておりますが、横手市内でも起業、創業を考えている若者が多く見られます。それに対する相談業務窓口はどうなっているのか、PRがもっと必要ではないかと思われませんが、

この答えをお願いします。

3つ目。やっぱり横手市で何を行うにしても雪対策が最も、最もではないかもしれませんが、大変重要な部分を占めておるものと思います。それに対して、除雪に対し流雪溝の役割は大きいものと思います。河川水路への除雪は溢水を起こすが、流雪溝の除雪では災害は発生しないと思います。市を挙げて水の確保をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

これに対しては、朝通りますと、今盛んに使われております自助、共助、公助という言葉が本当に、ああ、これなんだなと思われるくらい、地域住民がこぞって除雪作業を行っているところを見ますと、今後に与える影響は大変大きなものと思っております。改めて流雪溝を取り上げたのは、上流のほうで溢水が起きますと、下流の流雪溝が役割を果たしておりません。やはりしっかりした対策を考えていただきたいと思えます。

以上です。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 安全・安心・魅力あるまちづくりのタイトルの中で3点お尋ねがございました。

まず1点目でございますが、合併特例債関連の事業について3つの項目にわたってのお尋ねがございました。

合併時作成いたしました新市建設計画の財政シミュレーションにおきましては、約448億円の合併特例債の発行を計画しておりまして、平成24年度末発行の累計見込みは約190億円でございまして、42.4%の進捗状況となっており、おおむね計画どおり進んでいるものと考えております。今後の主な合併特例債関連事業は、議員も触れておられましたとおり、クリーンプラザよこて整備事業、小・中学校統合事業、学校給食センター統合事業、地域局庁舎整備事業などがございます。

合併特例債の5年間延長のメリットは、合併当時に計画には入れておりませんでした西部地区多機能型直売所建設や、学童保育施設整備等の新規事業への充当が可能になったことや、期間が延長となった分、施設建設の年度間調整ができることから、起債償還に係る財政負担の平準化が可能となったことなどが挙げられます。

ご質問にございました総合体育館、市民会館の建設については、今現在、当市の総合計画や過疎計画には掲載されておませんが、総合体育館に関しましては、スポーツに限らず防災の観点などから、その必要性を検討してまいりたいと思えます。

2つ目の経済雇用対策についてのお尋ねでございます。2点のお尋ねがございました。

電気や半導体など、大手製造業の国内工場の撤退や縮小が相次ぎ、産業の空洞化が懸念されておりますが、一方では震災で停止していた設備投資が再び動き始めており、北関東や南東北では工場立地件数が大幅に増加しております。特に福島県では産業復興立地補助金の効果もあり、工場の新增設件数は6年ぶりの高水準となっております。また、群馬県や栃木県などへもリスク分散のための首都圏企業の立



地が増加し、これらの県では新たな工業団地の造成計画が進められております。

昨年7月に、民間の信用調査会社が実施した企業の工場新設予定調査によりますと、重視する候補地の条件として、計画を持っている企業の多くが交通利便性や既存自社施設の立地状況、得意先の立地状況などを挙げております。当市は交通の要衝の地でありまして、今般、横手第二工業団地への進出を決めた株式会社日本一からも、交通の利便性が大きな魅力であったと言われております。

今後の企業誘致の取り組みにつきましては、さきに田中議員のご質問でもお答えしておりますが、雇用吸収力が大きく、地域の産業経済への影響が期待される製造業の誘致について、今後も粘り強く取り組んでまいります。

また、東北地区を国内製造第三の拠点としているトヨタ自動車への部分供給企業につきましても、県との連携により、企業誘致の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

この経済雇用対策についての中で、起業、創業を考えている人の相談業務、窓口についてのお尋ねがございました。

昨年の8月から新たに起業を考えている方を対象に、起業したい人支援事業を開始しており、受付窓口は産業経済部商工労働課となっております。毎月1回Y<sup>2</sup>プラザを会場として相談を行っており、この相談にはインキュベーションマネジャー、いわゆる創業する、あるいは業を起こすときの支援する位置づけと申しますか、そういうことでのインキュベーションマネジャーという、起業相談を専門とする資格を持った者が対応いたしまして、現在まで15件の相談を受け付けております。これまでの具体的な相談内容といたしましては、起業に対する漠然とした不安、資金面の不安、事業計画書の作り方、効果的なマーケティング方法など多岐にわたっており、事業を始めようとする方々がいかに不安を抱いているのかを実感いたしております。

この事業では個別の相談に応じており、またその後も引き続き相談員と連絡がとれる体制としておりますので、安心してご相談いただきたいと存じます。PR方法でございますが、市報、ホームページ、横手かまくらFMなどを活用し、また、ハローワークへの出張相談なども実施しており、今後も広く周知を図ってまいりたいと思います。

なお、今年度はインキュベーションオフィス、いわゆる起業を支援する事務所でありますBizサポート横手を開設しておりまして、そちらでは指導を受けながら起業できる部屋、居室を用意しております。起業、創業支援策については今後も重要課題として位置づけ、横手市雇用創出協議会など関係機関と連携し取り組んでまいりたいと思います。

3番目の雪対策についてであります。

土地改良区が管理いたします農業用水路におきましては、冬期間、沿線の住民の方々が慣例的に消雪や流雪目的で使用している路線がございます。この中には、流された雪が詰まり沿線の住宅等に浸水被害を与えたため、管理者である土地改良区が水の流入をとめた箇所もあります。このような対応に対し、下流の住民からは断水せず消雪のため継続して水を流すよう、土地改良区に強い要望が出されておま

す。農業用水路はその中に水門や分土工などの取水施設が設置されており、水が農業に効率的に利用できるよう造成されているため、消雪に適応できない箇所が多くございます。このため、やむを得ず流雪等、他の目的で使用する場合は、特に事故防止を優先し、断水せざるを得ない場合もございます。

市といたしましては、冬期の地域用水として、引き続き土地改良区が管理している水路の利用に対する協力要請や、水量確保のため、河川を管轄する湯沢河川国土事務所に対し取水要望を行ってまいります。また、このような水路沿線の住民の皆様には、事故防止のため一度に多量の雪を入れないよう、さまざまな広報活動を通して周知を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○佐藤清春 議長 15番佐藤徳雄議員。

○15番（佐藤徳雄議員） 質問時間がありますので、ちょっとお聞きしたいと思います。

総合体育館については、後方支援等いろいろお考えで、前向きなお考えをいただきありがとうございます。

それで、市民会館の件ですが、大体45年ぐらいたっていますので、あちこちで老朽化した建物、構造物の事故があります。そろそろ建て替えの時期かなと思ひまして質問したところですが、現状で何か問題がありましたらお答え願うとともに、もう五、六年たてば建てなければいけない時期に差しかかると思いますが、その辺のお考えは。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 現在、横手地域にございます市民会館でございますが、今から十七、八年前でしょうか、大幅なリニューアルをいたしてございまして、その機能は格段に以前よりよくなっているはずでございまして、現在の使い勝手に申し上げれば、キャパシティーが少し少ないということは言えるかと思ひます。いわゆる客席の数でございますが、それ以外は特に困ることはないというのが私の認識でございまして、確かにキャパシティーのもっと大きいものがあればいいというのは、市民の皆さんからも声を寄せられているところでございますが、現時点でそれを上回る大きな施設をつくるという計画はございません。

○佐藤清春 議長 15番佐藤徳雄議員。

○15番（佐藤徳雄議員） わかりました。

経済雇用に対して、企業誘致ですけど、年間4分の1の雪は完全に対策しなければいけない問題で、誘致企業に対する雪対策等の考え、対策等はお知らせしているのでしょうか。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 横手市に誘致いただきました企業様には、一定の条件がございますけれども、除雪の対策奨励金といたしまして、除雪機などを購入した場につきましては50%、それから除雪を委託した場につきましては、委託費の50%を指定してから3年間補助するというようなことで、現在誘致を図ってございます。

○佐藤清春 議長 15番佐藤徳雄議員。

○15番(佐藤徳雄議員) 誘致されてきた企業がやっぱりびっくりするのは最初の雪だそうなので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

流雪溝に関しては、市がそのように強引に押していただいているとは思いませんで、申しわけありませんでした。また今後ともよろしくお願ひしたいと思います。流雪溝の消雪というのはすぐ消えるんですよ。一晩やると道端の雪が半分以上なくなるくらい消えて、消していただいております。また、さっきも申しました自助、共助、公助の、何か目に見える対策がそこで行われているというのはやっぱり大変いいことだと思いますんで、また今後ともよろしくお願ひしたいと思いますんで、これで終わります。

---

◇ 日本共産党(立身万千子議員)

○佐藤清春 議長 会派日本共産党、7番立身万千子議員に発言を許可いたします。

立身万千子議員。

【7番(立身万千子議員)登壇】

○7番(立身万千子議員) 日本共産党の立身万千子です。私は会派を代表して横手市の教育方針について質問します。

今議会において、平成25年度横手市教育の基本方針と重点目標が明らかになりました。そこではまず、昨今の厳しい経済状況や少子高齢化等の問題が社会に影を落としていると情勢分析がなされています。その中で、市民、児童・生徒が夢や希望を持ち、明るく前向きに生きていけるようにすること、そして一人一人が横手に愛着を持つとともに、横手を支える人材として活躍できるようにすることが、本市教育の果たす役目と明記されており、この役目を全うするため学校教育の充実、生涯学習の推進、地域文化の振興、生涯スポーツの振興という4つの視点で取り組んでいくとのこと。私は今回、国の動向を見据えながら、横手市が抱える教育の課題について、当局のお考えをお尋ねします。

まず、教育分野における国の動きを見てみると、第二次安倍内閣は去る1月24日に教育再生実行会議を開催しました。そこで、2月の次回会合でいじめ対策の提案をまとめ、次期通常国会でいじめ防止対策基本法(仮称)が、この成立を目指すことや、教育委員会の制度改革を4月にもまとめることを決定しました。先月26日の会合を経ていじめ問題への提言が安倍首相に渡されましたが、この提言は第一次安倍内閣時代の教育再生会議の提言実績を踏まえていることが明らかです。その2007年当時、規制改革会議を最重要課題に据えた時点で、既に教育委員会の改定や廃止を議論していたことがうかがわれます。

折しも橋下維新の会は教育委員会不要論を振りかざし、教育委員会が行っている教育行政の業務を首長、市長部局に移して、市長の思いどおりに学校を統制化に置こうとしています。また、みんなの党は、地方自治体の判断によって教育委員会を設置するかどうかを決定できるようにすると主張して、今年の総選挙に臨みました。この間、いじめ問題を初めとして全国に報道されてきた各地の教育委員会は、生

徒や保護者によるいじめの訴えに対してまともに取り合わず、隠蔽を繰り返すという対応力のなさが露呈され、このことが一層教育委員会をめぐる論議に拍車をかけています。けれども、仮に教育行政が市長部局に移れば隠蔽がなくなるでしょうか。

私は、教育問題に専門に取り組む役割を持つ教育委員会をなくすことは、いじめ問題の解決に逆行するのではないかと危惧せざるを得ません。むしろ、教育委員会が時代の要求に応え得る充実した組織に向けて真摯に向き合うことにこそ、解決の糸口があるのではないのでしょうか。

そもそも、今日の教育委員会が全国的に閉鎖性、そして硬直性が指摘されるとするならば、その要員は、昭和31年に地方教育行政法が制定されたことであろうと考えます。この法律は、それまでの教育委員会法を廃止してつくられました。その結果、住民の選挙で選んでいた教育委員が市長の任命、あるいは推薦になり、議会が承認するという方式になりました。ただ、その過程において推薦基準や条件、さらに承認した後の具体的な任務を明確に打ち出している自治体は余り見当たりません。この曖昧さが名誉職的な色彩を濃くし、閉鎖的、硬直性といった判断に連なっているのではないのでしょうか。

もとより、教育委員候補たるべき方々は、学校や家庭、社会のそれぞれの分野で実践を積み、芸術や文化、スポーツにも高い見識をお持ちの方々であることは十分承知しております。その教育委員各位が非常に多岐にわたる市教育委員会の業務を事務方と力をあわせて遂行するためには、それ相当の業務把握や、審議する議題背景への理解を深める場の設定が保障されてこそ力が発揮されると考えるものです。

今、教育問題の最大の課題は、何といってもいじめから子どもたちをどう守るか、どうしたらいじめがなくなるかということではないだろうか、私どもは思います。先月2月に滋賀県大津市議会が2011年11月、市内中学2年の男子生徒が自殺した問題を受け、子どものいじめの防止に関する条例を可決しました。このほかにも幾つかの自治体でいじめ防止条例が制定されましたが、その内容が問題だと言わざるを得ません。すなわち、子どもの自主性を重んじた教育的な方向なのか、それとも権利統制の強化でますます子どもたちが息苦しさを強くするような、そういう方向に進むのかが問われています。

横手市では、これまでも各学校においていじめ、不登校等対策委員会を組織しながら、全校体制でいじめや不登校の未然防止及びその対応等に努めている、そして、いじめはどの子にも起こり得るという認識に立ち、これまでも行ってきた学校訪問指導やいじめ調査等をきめ細かに行うなどして実態把握に努めるとのことです。

そこで、最初の質問ですが、いじめ調査などに実態が正しく反映されるためにどんな手だてがなされているのか、その結果、横手市におけるいじめの実態は小・中学校の現場でどのような状況にあるか、お尋ねします。

私ども日本共産党は、いじめ問題の解決方向について、2つの角度で取り組みたいと思っています。1つは、目の前のいじめからとにかく子どもたちの心身を守ること、2つ目は、いじめの深刻化、広がりや教育や社会の構造的な問題と捉え、それを是正していくこと。この2つが不可欠と考えています。

横手市当局では、関係機関との連携推進に基づく生徒指導を行うという方針を掲げておられますが、質問の2つ目として、いじめ問題の解決にどのような方向で取り組むお考えかを伺います。

ご承知のとおり、安倍首相が先般の日米首脳会談において、TPP環太平洋連携協定に参加する方向に踏み出しました。例外なき関税撤廃の原則から米などの重要品目を外す交渉を進めると言っています。しかし、特に学校給食を初めとする子どもたちの食育の観点からすれば、我が市の地場産食材の使用を拡大という方針は、実現が困難をきわめるであろうと憂慮せざるを得ません。また、食材の放射性物質測定検査についても、原発推進の考えに立つ安倍内閣のもとでは、国家予算の位置づけが後退するおそれがあります。超大型の補正予算が成立したにもかかわらず、一般庶民の家計が潤う期待は持てない、そういう厳しい状況にある日本。そのもとで、国も地方もあすの担い手である子どもたちが、人と人とのほざまで生きる喜びを感じることができて、成長できるための最大の課題は、きっと子どもたち自身がみずから力量をつけていく、すなわちエンパワーメントできる教育ではないでしょうか。

我が横手市は、5年前に子どもの権利宣言をしました。その中で、学校はいじめの予防など人権に関する教育を推進するということが位置づけられています。また、市内の中学生たちによるYOKOTEっ子宣言でも、「お互いを尊重し合える横手っ子、尊い命を大切にする横手っ子」とうたわれています。この宣言を実践し、実現できる横手市を築かなければなりません。であるからこそ、教育委員会、市長部局、全職員と議会が一丸となって、市民、とりわけ少子化の著しい横手で育つ大事な子どもたちを健やかに育む責任において力を尽くしていくことを強く訴え、私の代表質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○佐藤清春 議長 教育長。

【高橋準一 教育長登壇】

○高橋準一 教育長 質問にお答えする前に、本日は公立高校の入学試験日でありまして、横手市の中学3年生、卒業生は今、一生懸命頑張っているところだと思います。私もこの場からエールを送り、桜満開で終わってくれればと思っているところですので、議員の皆様もよろしく応援していただきたいと思っています。

さて、立身議員のご質問は、集中的にいじめに関して現状と、それからこの後どうやっていくのかという、大きく分けると2つに分かれると思いますが、それを私としては、どちらも切り離してという話ではないので、一体的にお答えしていきたいというふうに思います。

昨今、全国で大きな波紋を広げているいじめ問題、先ほどご質問の中にもありましたが、大津市の問題を契機にといいいますか、大津市がなくてもいじめ問題というのは大きな問題であったわけですが、本市の実態では、本市の平成23年度のいじめ件数というのは、問題行動の調査によれば、小学校は0件、中学校は4件でありました。平成24年9月の平成24年度の認知件数は、小学校16件、中学校13件と報告を受けております。この調査におけるいじめの認知件数の増加は、昨年度の先ほどの事件、事案を契機として、教師や子ども及び保護者のいじめに対する意識が敏感になったということが言えると思

います。よく見てということだと思えます。そして、各学校と教育委員会が連携していじめの動向をいち早く把握し、報告する体制が強化されたためというふうに考えております。また、本市におけるいじめの対応のほとんどが、冷やかしたとか、からかいだとか、悪口、仲間外れなどであり、学校においていじめられた子どもの立場に立った素早い丁寧な対応によってすべて解決を見ているところでありませぬ。

教育方針で示したいじめに関する取り組みについてですが、教育委員にもご同行いただいて、これまでも実施している市内すべての学校への教育長訪問においても、その都度いじめや不登校の実態を把握して、指導を行ってまいっております。また、教育委員会が作成、配付しているいじめ対応のチェックリスト、これは一番最初に作成、配付したのが平成8年度でありましたが、それから少しずつ改訂をしながら毎年配付しているというものですが、それによって各学校が日常的に児童・生徒の友人関係だとか、悩み事、学校生活満足度をきめ細かに把握しております。

今後も本市の教育相談事業だとか、それから不登校適応教室事業等の事業を推進するとともに、県のスクールカウンセラー配置事業等の事業を活用して、学校や関係諸機関と一層連携を深めてまいります。また、児童・生徒及び保護者に相談機関一覧カードを配付するなどして、気軽に相談できるよう相談体制の充実に努めてまいりたいと思えます。

万が一、いじめが確認された場合には、当該校において、教育委員会が作成した生徒指導対応マニュアルというもの、これは平成23年度に作成して配付してまいります、それを活用して、いじめが深刻化しないように、迅速かつ適切な対応が行われるよう指導してまいります。教育委員会も学校だけに任せることなく、今までも行っておりますが、今まで同様に必要に応じて、これは生徒指導担当者が学校に行きってケース会議に参加をして、ケース会議を行ったほうがいいと思われる場合には派遣をして、支援に努めてまいります。

市内の中学校では、先ほど自主的などという議員のご発言もございましたが、生徒会活動の一環として、生徒会が自主的にいじめ撲滅キャンペーンを行うなどの事案も出ております。小学校においては特別活動の、これも学級会活動の中で自分たちがいろいろと話し合いをするというようなことも、そういう教育と申しますか指導も、もちろんこれも前からの話ですが、行っております。こうした児童・生徒の自主的、主体的な取り組みを一層広げて、学校が保護者、地域と連携していじめの根絶を目指す取り組みを支援するとともに、いじめを起こさない風土をつくるため、これからも未然防止と早期発見に全力で取り組んでまいります。

以上であります。

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） ありがとうございます。

時間の限りがありますので、1つだけ再質問させていただきたいと思えます。

今、横手市ではとにかく子どもの自主性を重んじると、自主性を育てていくという方向で教育をされ

ている、指導されているということを伺いました。ありがとうございます。

ですが、これは横手市独自で幾ら頑張っても、これからの国の動向というのがすごく大きくあるわけで、先ほど私が申し上げた安倍首相の教育再生実行会議ということに答申をさせたわけですね。その提言によれば、それともう一つは、2月28日に施政方針演説をしましたね。その中でもありますけれども、いじめ対策の提言というのを実行するんだというふうに安倍首相は明言されました。その中で、道徳の教科化というのが大きく出ています。ということは、国語、算数、社会、理科のように道徳というのがあって、それを先生たちは一つ一つ項目を照らし合わせて成績をつけなくちゃいけない。そういう世の中にしようとしているわけです。

私は今述べたように、それでは子どもというのはよい子でいようと思うから、結局自分の気持ちとどンドン差が出てくるんじゃないか、本当の気持ちを素直に出せなくなるんじゃないかというようなことで、本当に自主的に子どもの尊厳が守られていく、そういう子どもの声が丁寧に聞き取られる、そういう学校教育であるべきだというふうに思うのですが、安倍首相はどうしてもそのように、子どもに規範意識を徹底させればこういういじめの問題などはなくなるんだというご信念のもとに、これを進めようとしています。教育長は、子どもに規範意識を徹底していくということに対して、どのように思われますか。

○佐藤清春 議長 教育長。

○高橋準一 教育長 どの程度のことをすれば徹底と言えるのかどうかというのも、これもまた大変難しい話で、規範意識がないかということ、子どもだからとか大人だからとか、規範意識というのはその成長過程においてやっぱりあるんだと思います。基本的な生活習慣といいますか、その成長に応じた規範意識を持ちながら子どもは成長していくと、私は信じております。

ただ、足りないなと思うときにはもちろん、学校というのは教育の場でありますので、足りないよとかと言うんじゃないくて、足りないことに自分で気づかせ、自分でそれを矯正していくような力をつけるのも、また学校教育であります。基本的にはそうだというふうに私は考えております。先ほど議員もおっしゃったように、自主性というのはやっぱりきちんと尊重されて、自分がそれに気づいて、自分が直していくというのが理想の姿だろうとっております。

ただ、もちろんこれは、そこまでいいえというのか、安倍首相がどういう案を出しても、国会という良識の場で決定されるわけですので、我々はもちろん公人ですから、リーガルマインドで仕事をしなければいけません。法に背いて横手市の学校教育をやるというようなわけにはまいらないというところでありまして、法がどのようになるのかというのは、またこれも大変感心を持って我々も考えていかなければいけないことですが、リーガルマインドを持って学校教育を、基本は先ほど申し上げましたように、子どもの自主性、主体性というのを尊重しながらやるというのが我々の仕事であろうというふうに考えております。

以上です。

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員。

○7番(立身万千子議員) ありがとうございます。

結局、道徳教育というのはずっと前から言われてきたし、その範囲というのはいろんな考えがあります。

ただ、心配しているのは、滋賀県大津市というのは2009年から2010年度の2年間、文部科学省指定の道徳教育実践研究事業推進指定校だったんですね。ですから、いじめを受けた子、いじめをした子、みんなこの教育を受けた、その授業を受けていたわけですよ。そういうことの実事があるので、それでこのまま規範意識というのを、安倍首相の規範意識というのは結局教科化することだと思いますけれども、それを全国に押しつけて法律というのになったら、これは大変なことになるんじゃないかなというふうに思っていて、心配して質問したわけですが、これは市長にも伺いたいと思いますが、この道徳教育、これを全般的にはわかりますよ、私も道徳は大切だと思いますよ。ただ、このように道徳の教科化ということに対してどう思われるか、それだけお聞きして終わります。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 私が答弁するのが適切かどうかというのは、教育委員会の教育のあり方に関する発言になるとするならば、これは控えなければならぬということでございまして、直接的な発言は控えさせていただきますが、かねがね教育委員会には、カリキュラムの中身は別にいたしまして、やはり横手の子どもが社会に出ても健やかにたくましく生きられる子どもに育ててほしいということは、口が酸っぱくなるほど、あるいは耳にたこができるほど教育委員会のほうには申し上げています。そのために、市長部局と教育委員会が連携しなけりゃならないことは多々あると、今までよりもっと増えているということで、いい意味で垣根を低くする、一緒に仕事をするという局面を増やすべきだということも言っております。

そういう中で、私は今直接ご質問されたことについては、お答えする立場にはないわけでありましてけれども、さまざまな価値観が錯綜するこの世の中でございますので、しっかり生きられる、それぞれが個として生きられるような日本であってほしい、そんな子どもに育ててほしいという思いを持って、これからも政策さまざま、あるいは教育委員会との話の中でもしてまいりたいと思います。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後2時10分といたします。

午後 1時53分 休憩

---

午後 2時10分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 新風の会(木村清貴議員)



○佐藤清春 議長 会派新風の会、1番木村清貴議員に発言を許可いたします。

木村清貴議員。

【1番（木村清貴議員）登壇】

○1番（木村清貴議員） 新風の会、木村です。

まず初めに、去る2月2日に北海道十勝沖で、また2月25日には栃木県北部において、いずれも震度5強を観測する地震がありました。幸い当市では大きな揺れとはならず、被害もありませんでしたが、地震列島日本では今やどこで大きな地震が起こるか誰にもわかりません。当市も横手盆地東縁断層帯の上にあります。昨年の9月決算議会の総括質疑において指摘させていただきましたが、積雪期に震災が起こるなどの二重の災害を想定した対策を当局は進めているのでしょうか。また、市民の皆様にもきちんと注意喚起しているのでしょうか。ぜひ早急に進めていただかなければなりません。

もう1点。自民党安倍政権はTPP環太平洋経済連携協定に関して、交渉のテーブルに着くことを明言いたしました。私がちょうど1年前、昨年3月の一般質問で取り上げたように、TPPは日本の農業を壊し、総合的に国の形を壊します。自民党は選挙で大勝したおごりで有権者を裏切ろうとしているのではないかと強く批判いたします。また、私の一般質問に対し市長は、賛成できる点の一つもない、のぼりを立てるだけでなく行動していくと答弁されました。何を行動に移されたのか、私にはいまだに全く見えません。みずから答弁したことにアクションを起こさないということは、市民に対し誠実ではないし、無責任であると考えます。我々議会も何のために会派代表質問や一般質問をやっているのか、意味がわからなくなってしまいます。市長には猛省を求めたいと思います。

それでは早速ですが、時間がありませんので本題に入らせていただきます。

私ども新風の会は、毎年各地域局を巡回し、各地域の課題、問題点を検討し、意見交換するという会派研修を続けており、昨年3回目を終了したところです。この会派研修は、一つには、選挙のときは広域でありながら、終わってしまえば自分の出身地域以外のことはよくわからないということでは市民の皆さんに申しわけないし、またご批判は免れないのではないかとということ。もう一つは、それぞれの地域事情を把握しないままに、出身地域以外の事業を評価するのは難しいのではないかと、全市的視点を持つには、逆に地域事情もできるだけ把握しておかなければいけないという、会派の認識が完全に一致しているところから出発しております。毎年非常に有意義な研修にさせていただいている各地域局の局長を初めとする職員の皆様には、我が会派の意思と目的に深いご理解とご協力をいただいていることに心からの感謝を申し上げます。

さて、市民に最も身近な位置にある地域局では、元気の出る地域づくり事業、地域づくり協議会を所管しており、平成25年度予算にも地区会議支援事業を含めると260の事業を超す総額2億3,807万円が計上されております。そのほとんどが地域づくり計画に基づく継続事業でありますので、個別の事業のよしあしを今さら論じるつもりはありません。

今回、市長に伺うのは、自分たちの地域づくりを市民自身で考えてもらいたい。そのために地域づく

り協議会に予算を2億円配分するとした市長公約の意図は、130人の全委員に正確に伝わっていると考えるのかという点、いまだ委員の間に意識の差があり過ぎるのではないかという点です。平成22年3月定例会の常任委員会でも、地域づくり協議会が年間2億円もの予算を持つことに対し、議会は当然だが一円の予算も持っていない、二重構造になるのではないか、議会軽視ではないのか、当局の予算編成権の放棄ではないのかなどなど、激しい議論になった経緯があります。

いまだに行政からの報告、依頼案件が協議事項の過半数を超える現状に、当局のガス抜き、アリバイづくりの機関ではないかと不信感を持つ委員、無理やりのような事業をつくり予算を消化しないと損だと考えている委員、地域局から定数に足りないからと依頼され、よく意味もわからないままにしぶしぶ委員になった方など、各協議会の受けとめ方もさまざまに見えます。結果は、委員の協議会の出席率は約80%、一番低いところは70%を割り込んでいますし、強引な事業は他の団体と未調整のままに進めてしまい、無用なあつれきを生むケースもあるようです。

また、特にハード事業に多いケースですが、本庁でやるべきと思われる事業と、地域づくり事業はどこに境目があるのか、いまだに全くわかりません。加えて、これはほとんどの協議会に見られますが、地域づくり事業に地域局からの提案事業があるというのは、市長の考えていた本来の趣旨に合致しているのでしょうか。4年間で総額8億円という決して少ない額ではない予算をつぎ込んでいる元気の出る地域づくり事業は、果たして本当に地域を元気にしているのでしょうか。統一した意思、目的と一定のルールというものがなければ、本当にガス抜き機関と思われてもやむを得ないと考えます。市長ご自身、みずからの公約としたこの事業の効果をどのように評価しておられるのか、お答えいただきたいと思えます。

以上で新風の会の会派代表質問を終わります。

ありがとうございました。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 地域づくり協議会について、都合5点のお尋ねがございました。

まず1点目でございます。これは2点目も関連したお尋ねというふうに理解いたしました。

改めて申し上げなければいけないわけでありまして、この地域づくり協議会の委員の選定に当たりましては、世代であるとか男女比であるとかを十分に考慮しながら慎重に進めたところでございます。構成比率でございますけれども、地区会議から推薦された方が40名、主な団体から推薦された方が40名、識見を有する方が35名、公募に手を上げていただいた方が15名でございます。委員の皆様は、まちづくりに対するご自身の理念や市政に対する多様なご意見をお持ちでありますけれども、皆様に共通していることは、横手市に対する強い思いと、まちづくりに対する熱意を持たれていることだと思っております。地域づくり協議会委員の皆様は、各地域における課題や問題の解決に向けて積極的に取り組まれているところであり、今後も引き続き住民の声に耳を傾けながら、元気な地域の創造と

発展にご協力いただけるものと期待をいたしております。

この協議会、住民主体による地域の特性を生かしたまちづくりを推進するとともに、地域の意見を市政に反映させるために設置したものでございます。委員の皆様に対しては、委嘱状の交付時に私の率直な思いを直接お伝えしており、また、年度初めの協議会や年1回開催しております全体研修会における意見交換を通じて、私の意図するものは十分ご理解いただいているものと考えます。

地域自治の推進とは、そこで暮らす市民が主体となって活躍できるようにすることであり、横手市の将来像を描くに当たりましては、市民の皆様と行政が、自分たちの町は自分たちで考えつくっていくという認識を共有することが大切であります。この理念は地域づくり協議会委員の皆様に着実に浸透しており、各地域で独自の知恵を出し合い、市民と行政の協働意識の醸成につながっているものと認識しております。

これからの横手市のまちづくりには、行政だけではなく市民の皆様が欠かせません。これからの自治のあり方を見詰め直し、まずは身近なまちづくりの仕組みをどう築き上げていくのか、地域づくり協議会委員の皆様、そして市職員にもこの考えをさらに浸透させながら取り組んでまいります。

3番目に、本庁事業と地域づくり事業の区別についてであります。

本庁各部署が実施いたします事業、特にハード事業に関しましては、全市的に波及効果が高いものを位置づけております。一方、元気の出る地域づくり事業におけるハード事業につきましては、地域の抱える問題や課題の解決に向け、各地域づくり協議会委員の皆様が評価と検証を重ねた上で実施されるものであり、地域の実情に即した内容と捉えております。元気の出る地域づくり事業の企画と立案に際しましては、委員の皆様、地域の元気の創造につながる事業として住民の皆様にご理解いただけるのか、また、多くの方々が参加できる事業であるのかといった観点を重視し、検討いただいております。

市といたしましては、今後とも本庁地域局はもちろんのこと、地域づくり協議会や地区会議等との連携を図り、市民の皆様からのご意見やご要望を踏まえながら事業を展開してまいります。

4番目の地域局提案事業は協議会の趣旨に合っているのかというお尋ねでございました。

まちづくりの主人公は地域住民の皆様でありまして、各地域局は住民の皆様が取り組まれるまちづくり活動に積極的にかかわり、そしてよりよい地域を育むための身近なパートナーであると考えております。それぞれの地域局では、地域の課題解決に向けまして本庁各部と連携を強化し、横手市全体の主要施策も踏まえながら、地域の実情に応じた事業について地域づくり協議会へ提案しております。地域住民の皆様からの要望により、各地域局からご提案申し上げる事業に関しましては、複数回の協議を経て採用された事例もあります。市の考え方としましては、委員の皆様の主体的な討議にお任せすることが重要と判断をいたしております。

本協議会におきましては、地域の声に基づき提案された事業に対し、協議会の設置目的ののっとりご判断いただいているところであります。市としても、提案を行う事業の内容については地域づくり協議会の趣旨を踏まえ、委員の皆様にご丁寧にご説明申し上げることが大切であると認識しております。

5つ目の4年間の総括、事業効果についてのお尋ねでございました。

各地域づくり協議会がみずから予算を練り上げ、みずから決定する元気の出る地域づくり事業が成果としてあらわれるためには、根拠となる予算を担保する必要がある、総額2億円を充てることといたしたところであります。市の予算の使い方を自分たちが決めるといふ役割を担うことにより、協議会委員の皆様からは確実に意識の変化が感じられ、このことが幸せな地域社会の実現に結びつくものと期待しております。元気の出る地域づくり事業を進めていく中で、各地域が互いに刺激し合う関係が生まれ、地域同士が個性あるまちづくりをよい意味で競い合うことが当面の狙いでありました。他地域の事例に刺激を受けながら、それぞれの地域に合った事業を企画、立案することによって、個性あふれるまちづくり活動が展開されております。来年度は各地域づくり協議会に対して、平成26年度から28年度の3カ年にわたる地域づくり計画の策定をお願い申し上げたいと考えております。

また、今後の委員の選定に当たりまして、幅広い世代、多様な分野、そして男女の比率などを十分に考慮しながら慎重に進めることとしております。地域の特性や独自性を最も理解しているのは、そこに住む市民の皆様であり、まちづくりへのエネルギーを大いに発揮していただきたいと考えております。元気の出る地域づくり事業を展開していく中で、地域の個性と自主性が発揮され、地域の力を育む機運が着実に醸成されていくものと認識しております。

以上であります。

○佐藤清春 議長 1番木村清貴議員。

○1番（木村清貴議員） 各地域の協議会を尊重するというお話でしたけれども、誤解しないでいただきたいんですけども、私も協議会を否定しているわけではありません。

ただ、私も時間が空いたときはなるべく地域づくり協議会も傍聴しようということで、何カ所か傍聴させていただきました。その中でやはり、我々が事業をつくって我々でやるから地域局は口出すなというところとか、事業はつくって、全部地域局の職員にやらせようとするところとか、相当差がある。各協議会で相当な意識の差といいますか、それも地域の個別の特徴を生かしているという言い方になると、果たしてそうなのかなと。

市長、今、答弁書読まれましたけれども、そう言われればそういう言い方になるのかなと思いますけれども、最初の質問で、市長の考えている統一した意思、意図、そういうものが各委員に気持ちが伝わっているかという部分が非常にどうも怪しいなと、私はそう感じたわけです。そこが、事業の作り方にも影響していくのではないのか。260もある事業を、あれがいいとか悪いとか、そういうのは申しませんけれども、その協議会全体の空気とか、そういう部分の意思というか、そういうものがどうも統一されていないのではないのかなと。その辺を一番聞きたかったところですので、もう一度お願いします。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 私なりに努力と工夫をしながら、私の考えているところを伝えてきたところがございます。この地域づくり協議会の前に、地域協議会というのも設けて運営していただいた期間がござい

ます。そのときの反省を踏まえて、地域協議会の反省を踏まえて、地域づくり協議会に移行させていただいたわけで、予算的にも倍額にしたということでもあります。これは何遍も申し上げますが、地域の自主性を最大限尊重したいと、そのためには予算の原案を作成するということがどれだけ重要で、どれだけ難しく、どれだけ地域の要望をよくよく確認しておかないとできないもんだというようなことに、協議会委員にその任に当たっていただいているということにあるわけでありまして、そういう中で、確かに私としては私の考えをいろんな機会伝えてきたと思っていますが、議員言われるように、その統一したという言い方になりますと、必ずしも統一していないのは私も承知いたしております。

それはやはり8つの地域それぞれ、合併前の市町村のさまざまな行政と住民のかかわり方の歴史があります。これは相当違っていると思います。それは一朝一夕に解決するものではないというふうにも思っておりますし、現時点においては、この地域づくり協議会の運営の中にも色濃く出ているというふうにも思います。それが議員の目から見たときに、例えばまるつきり地域局を無視した中での運営であるとか、あるいはまるつきり地域局に丸投げするような協議会があるというようなご指摘に映っているのかなというふうにも思います。これはどうしてもまだそこまでは完全に一体として、一本のものでは運営できていないというのは、私も理解するところでございます。ただ、やはりどうしても過渡的な状況の中ですので、ある程度はやむを得ないのかなと今まで思っていました。

ただ、平成26年度から始まります次の計画については、地域づくり協議会は私は引き続き必要だと思っておりますけれども、そのあり方について、もうちょっとやはり私どもとしても検証する必要あるだろう。あるいは、地域づくり協議会の委員の皆様からも、そのあり方についてのご意見をもっと伺うべきだというふうにも思っております。新年度に入りましたらなるべく早くそういう機会を設けることで、議員が懸念されるような地域づくり協議会の運営がもう少し、もう一段よくなるような協議会になれるようにしていただけるように努力をしてみたいと思います。

○佐藤清春 議長 1番木村清貴議員。

○1番（木村清貴議員） まさしく、今伺おうと思っていたことを市長先に答弁してくれたんであれですけども、平成25年度予算まではもう決まっていますんで、平成26年度から先どういう考え方でいくつもりなのかという質問を今しようとしていたんですけども、大変わかりやすくお話いただきましたけれども、私の気持ちとしては、現状、予算を使わなければ損だみたいな思想がまだあるとするならば、やはりこれは協議会が予算を持つというのは、私は考えものではないかと。むしろ、はっきり地域局に置くべき、協議は協議会でやっていただくにしても、地域局に置くべきではないかという、私は考え方ですけども、市長今言われたように、さまざまな一年間検討して、また平成26年度からの分につなげていただければと思います。

答弁はいいです。終わります。

---

◎散会の宣告

○佐藤清春 議長 これでは派代表質問は終了いたしました。

明3月6日は午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時36分 散 会